

蘇州府志
卷之三

昭和三十五年一月二十二日招集
第一回臨時市議會議錄

昭和三十五年館山市議令第一回臨時會々議錄

一 昭和三十五年一月二十二日午後二時館山市議令第一回臨時會々館山市役所分館會議室に招集

一 出席議員(三四名)

一 番	菫生田七郎	二 番	黒川佐太郎
三 番	炭谷川光江	四 番	加藤良太郎
五 番	田中忠藏	六 番	松本藤太郎
七 番	山本昇	九 番	志村信作
一〇番	綾藤ゆき	一一番	田中祿郎
一二番	田村喜兵衛	一三番	吉田辰雄
一四番	北山茂雄	一五番	江田徳太郎
一六番	吉田勇治郎	一七番	川名房吉
一八番	安西政治	一九番	嶋貫壯作
二〇番	遠山ヨネ子	二一番	飯田義男

館山市議會

二番 石橋利磯 二三番 山口康

二四番 佐野信 四五番 服日慎

二六番 鈴木市藏 二七番 鈴木孝

二八番 安沢徳順 二九番 岩崎静敬

三〇番 石井孝 三一番 鈴木彦太郎

三二番 小林寅之助 三三番 山口幸三

三四番 沢田節 三五番 法木嗣郎

三六番 嶋田繁

一次席議員(一名)

二五番 服田順一

一法第百三十一条以下出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

収入課長 山口實

建設課長

新井重助

秘書課長

山谷潤昶

厚生課長

渡辺茂

市民課長

高木哲三

税務第一課長

真田森吉

第二課長

伊藤幸太郎

商工水産課長

羽山房雄

教育課長

工藤和平

庶務課長

鶴沢貫寛

監査委員

関 武夫

一本歳令の事務局長、書記及び職員

事務局長

高梨清一

書記

太田博雄

職員

兵藤恭一

職員 山口晴之

一 昭和三十五年第一回館山市議会臨時全議事日程

昭和三十五年一月二十二日午後二時開議

日程第一 臨時出納検査立全議員の互選について

日程第二 議案第一号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第三 〃 第三号 起債について

日程第四 〃 第三号 船形小学校校舎増築及び既設校舎補修経費資金

寄付收受について

日程第五 〃 第四号 船形小学校特別教室増築工事請負契約の締結について

日程第六 〃 第五号 生徒用机腰掛の購入について

日程第七 〃 第六号 館山市印鑑条例の一部を改正するについて

日程第八 〃 第七号 昭和三十四年度館山市入文出追加更正予算

一 本日、今議に付れる事件

議事日程と同じ

議長(萩生田七郎君)本日の出席議員数三十名 これより
昭和三十五年第一回臨時会と開会いたします。
本臨時会の議案説明のため田村市長、小出助役、完
戸収入役、山口課長、羽山課長、新井課長、渡辺課
長、高木課長、真田課長、伊藤課長、工藤教育長、
鶴岡課長、関谷査査委員以上の出席を求めましたの
で報告いたします。

議案を配布いたします。

(議案配布)

議長(萩生田七郎君)議案の配布はあります。
従って今期の決定を行います。

本市今の今期につきましては議会運営協議会
のご意見は本日一日というところでござい
ます。お諮りいたします。

今期と議今運営協議会の意見通り今日一日と決定いたしましたことへは異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長萩生田七郎君は異議なしと認めます。

よって今期は一日と決定されました。

続いて議事録署名員の決定を行います。

お諮りいたします。

従来の例にばらいますして議長の名指しにより決定いたしますことへは異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長萩生田七郎君は異議なしと認めます。

よって九番議員志村信作君、三番議員鈴木彦太郎君、以上両君に決定いたしますことへは異議

ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(荻生田七郎君)は異議なしと認めます。

よって決定いたしました。

本日の議事はお手元へ配布の日程表により工程いたします。

日程が一臨時出納検査立合議員の互選を議題といたします。本件は七月三十日招集の臨時議会で互選の方法、人数、任期等をお手元に配布の通り協定されたのであります。お人数は四名、任期は立合検査一圓が、方法は議長、副議長、検査委員三名はすで立合議員とごなす者として除いた全員のフジで定め、その者と除いた全員のフジをもって送人とするというのとであります。

お送りいたします。互選の方法は以上申しあげた

館山市議会

申し合せ協定により行いますことのご異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)ご異議なしと認めます。

よって決しました。

これより来る二月行われます当時は納検査の立
今議員四名のクジを行います。クジ棒の端を

黒く塗った棒をお引きの方を当選人といまし

ます。今職員の持参するクジ棒をお引き

願います。一番席の方からお願いいたします。

(抽籤)

(抽籤)

○議長(萩生田七郎君)今の抽籤の結果を申し上げます。

五番議員 田中忠藏君、一〇番議員 後藤ゆき君、一

二番議員 田村喜兵衛君、二四番議員 佐野信君、以上

四議員君と二月臨時出納検査の立合議員の当選人と
定めますことへの異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(萩生田七郎君)の異議なしと認めます。

よって決定いたしました。

議長(萩生田七郎君)つぎ日程を二議案才一号。

(書記 朗読)

議案才一号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

市友(田村利男君)和田守喜君は九重の人でゴゴいまして

永年千葉銀行に勤めておりましたが非常に計数事

勢に明るい人で前回評価委員でありましたが任

期満了となり選任しないと申されてあります。

(異議なしと呼ぶ者あり)

館山市議会

○議長(萩生田七郎君)の異議なしと認めます。

和田委員を選任することと同意することと決定
いたしました。

○議長(萩生田七郎君)つぎ日程が三議案が二号

(書 記 朗 読)

議案が二号 起債について

○総務課長(山口 実君)議案が二号につきましてご説明申し上げ
ます。

館山湾改良事業負担金は本市に二百四十万円の負
担金が参つておるのでございます。この負担金

を支払うべく二百万円の起債を起しまして処理し
ようとするものでございます。利率は大体六分

五厘償還方法は一年据置二十年以内の償還す

る予定とびつてあります。

○歳次(萩生田七郎君)御質疑ごございますんか。

○一ニ番(田村喜兵衛君)この改良事業の問題はどんな改良をするのか私わかりませんから教えてもらいたいと思えます。

○総務課長(山口 実君)三十四年度の事業といえまして

館山海岸改良のため八百万円、予算で処理さ

れておるのでございます。その八百万円のうち三百

二十万円が国負担、県が二百四十万円、市が二百

四十万円、四、三、三の割合でわけて更正されて

あります。(事業の内容です)と呼ぶ者あり)

○建議課長(新井重助君)概略御説明申し上げます。

館山湾の修築工事が始まりましてから一貫して

て防波堤を作っております。本年は約二十七ナ

館山市議会

トル近くで見る見込みになつてありますのでこれ
は下へわりぐりをつめますのでその上へコンクリ
ートの砂所をもちてまましてその中へ砂をつめまし
て上部へコンクリートをやする予定になつてあります。

一ニ番(田村喜兵衛君)今ある、しました。館山港は澳
港でなくして運輸者になつていていくらか違うじゃな
いかと私は考えてあります。その、莫はどうですか。
。建設深及(新)重助君)ちよつとさ、とりにかくか、たつで
すが地元負担金、国庫の割合の率ですか。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)才三種は二割
五分、(「避港湾」と呼ぶ者あり)港湾ですか。港
湾の方は国の四割、県が三割、地元が三割ということ
に、なつております。それから漁港の方は国が五割
地元が二割五分、県が三割五分ということになつてあります。

す。

○一番(田村喜兵衛君)漁港と運輸者の港ではずつと
商港の方が率がい、と思つておつたが~~及~~対になつ
ておつたのです。

○建設課長(新平重助君)お答えいたします。

当初漁港が二割五分地元負担ですが港湾が二割
というところだ、なので、最近になりまして本年
度から漁港が二割五分港湾が三割 港湾の方が多く
なつてきております。(了承と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)他にどつ質疑ございませぬか。

お諮りのいたします。議案才ニ号 乗案通り決定す
ることのり異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)異議なしと認めます。

よ、て議案才ニ号は原案通り決定されました。
日程才四議案才三号

(書記朗読)

議案才三号 船形小学校の舎増築及び既設校舎補修を費資金案
付收受について

○庶務課長(鶴沢貫資君)議案才三号でございますが、めくり
まして裏の才ト東京都の民生局の児童部長の
ら参りました通牒によりましたして收受していいとい
うものであります。

○議長(萩生田七郎君)の質疑でございますか。
お諮りいたします。議案才三号、原案通り決定
することと、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)の異議なしと認めます。

よって原案通り可決いたしました。

議長(菟生田七郎君)次に日程才五議案才四号。

(書記胡 読)

議案才四号、船形小学校特別教室増築工事請負契約の締結について
。庶務課長(鶴沢貫覚君)議案才四号について説明いたします。

東京都ハウの券付金百五十万月を賤値といえし
して船形小学校特別教室 前々ございます図面の通り
り理科室三十五坪、準備室及び廊下十五坪、渡廊
下二坪、合計五十二坪の設計によりまして五名の
業者を指名いたしましたところ石井榮太郎、最
低でございますので契約いたしましたというもので
ございます。なお坪単価が二万八千圓八百

館山市議会

五十月バゾります。一月十一日に現場説明いた
しまして十八日に入札をいたしました。

理科室でございますので付属施設といまして
して電燈五、コンセント七、水道蛇口十五排水
溝等を含めまして設計してございます。

○議長(萩生田七郎君)ご質疑ございませんか。

お借りいたします。日程才五議案才四号 泉
案通り不決することには異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)ご異議なしと認めます。

よって原案通り決定されました。

○議長(萩生田七郎君)日程才六議案才五号。

議案オ五号、生徒用机腰掛の購入について

。庶務課長(鶴沢貫資君)議案オ五号について説明申し上げておきます。

本件は三十五年お入学会員になります中学生、中学
校一年生の増員によりますものでございます。四
月一日から使用いたしますのでその前に入
ておきますと間に合いませんのでこの議案を
提出したわけでございます。三業者を指定
いたしました見積り合せをしたところ、館山木
工が最低でございますので契約したいという
ものでございます。

生徒用机腰掛、一組単価が千四百円、腰掛の方
が一脚四百五十円、お金の支払いは三
十五年お予算から支払いたいというもので

館山市議会

ございます。

○議長(萩生田七郎君)ご質疑でございますか。

お諮りいたします。議案才五号 原案通り

可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)ご異議なしと認めます。

よって原案通り決定されました。

○議長(萩生田七郎君)日程才七 議案才六号。

(書 記 朗 読)

議案才六号 館山市印鑑条例の一部を改正するにつて

。市民課長(高木哲三君) 議案才六号についてご説明申し上げます。

でございます。

最近不動産について大分事故が起きております。

係で本人が並頭できるはい時は委任状でこれを
することができるというところになっておりますが
この委任状に保証人をつけることになってしまし
てその保証人も館山市内の人ですとその捺した印
鑑に対して印鑑証明書をつけていたままに館
山市内の人で印鑑の届りをしてある人は印鑑証
明をつけずこちらの方の印を確認して印鑑業
務の万全を期したいと思いいこの条例の一部改正
を提案しな次をおこないます。

なお委任状によりましては数は印鑑届が約四
割それから改印届が四割それから印鑑証明が
四割一分という数字になっております。

〇九番(鳥貫壮作君)が三条と才下三条とちよつと読みか
けてくれません。

館山市議会

○市民課長(高木哲三君)オニ糸館山市に記載されたる者又は外国人登録票に登録されてゐる者で印鑑の届出をしようとする者は届出書に印鑑紙を添えて市長に差し出さなければならぬ。(市庫にえんじいと呼ぶ者あり)

○議事(菟生田七郎君)代つて朗読いたします。

(書 記 朗 読)

印鑑の届出である者は手数料を納付して印鑑の証明を求めることが出来る。但し印鑑証明書への再証明を求めるときはできない。

2. 前項の証明の請求がある時は届出の印鑑を照合の上オニ号様式により証明するものとする。

3. 館山市の区域外に転出されたものは新住所地に於いて印鑑届出のためによるもの外は証明を求めら

ことはできません。

4. 館山市の区域外より転入したものは転入届後
一ヶ月を経過しない時は証明をしないことがある

。七番(山本 昇君)本件につきましてちよつとご質問

していただくがこの印鑑の証明その他におきまして
慎重に取扱いまして事故をなからしめんとするこ

とはさわめて必要でございましてこうして厳重な

条例を作ることはやむを得ないと思っておりますがこの

条例を作るにつましまして何らの基準とが上の方

からかういうふうなことをしろとかそういういふ指

示に基づいてこうしたこととをされたかどうかだけが

一つ、それから十五条に前条才一項の場合におい

て本人であることとを確認しおたい時もしくは同条

才二項の場合においては一各头上のものの保証がな

館山市議会

ければならぬ。かような規定はありませんが、
この得証につまりましての保証人の印鑑証明書
を必要とせ。これは互にわめて嚴重であります。
もう少しこの莫市民の利便をはかるといふ、
か實際において向違ひはないといふうな確認
される場合にはあえてこの条例にとうわれず
もう少し簡便な方法によつて取扱ひするところが
できるかどうかこの二莫につきましてあしえて
いただきますかと思ひます。

の市民課長(高木哲三君)最初の莫でございますが昭和三十
四年の三月に大山市にありまして委任状により
まして交付した印鑑が本人の意思でなく無断で
印鑑証明をもらつてその損害を大山市が負担した
判決の例がございますので館山市でもさういふ

ことば起るるといけませんので改正案をせられたよ
うなわけでございます。

それからこれは上の指示はございません。

印鑑条例は国で別に規定がございませんで市町村
の条例によつて運営していくことになつております。
す。 それから十五条の突でございますが意口

で人を見て一々知つていふからといつてやりますと
どうしても事件が起るのは懇意の間柄とか肉親
関係が起る易いので融通はさせずの条例通り
やつていく考えでございます。 館山市でも昨年

起るた問題でございますが親の財産を子供が
半分転売して今問題が起つておりますがそれ
もやはり委任状により交付した印鑑証明が原
因によつておりますのでなるべく懇意でもそ

館山市議会

ういう融通をまかせるといふことは一切その
業務がちよつと煩雜になります万全を期してゆ
まらぬと思つております。

○一九番(嶋貫壮作君)印鑑を届出る場合には謝後
ようは嚴重なことも考えられますが印鑑証明
をわらう時はまた別々考えないと
思ひますがいかがですか。印鑑証明というの

は届出てあつた印鑑を証明すればそれだけでそれが
証明をわらうにいいつても差しつかぬないむんぞ
と思ひます。

○前氏課長高木哲三君やはり肉新関係ですと印鑑の
所在がわかつてありますので届けてあるものを
を本人の意志に反してその使用ができるような
状態でありますか……。

○一九番(鴻貫壮作君)がら印鑑届がはつきりしていか
ば肉親がいこうがそれがいこうとともかく印鑑と
同じものを証明するにはちよとも差つかぬまい。

○市民深夫(高木哲三君)これは悪用される恐れがありますの
で……。

○市友(田村利男君)父親の印をドラ息子に盗んで印鑑証
明を使うというような……。

○一九番(鴻貫壮作君)印鑑証明はドラ息子にしてもらわれ
して父親の印をもらう場合に一向差つかぬまい。
もう考える。

○市友(田村利男君)がら父親がドラ息子に印を渡しにく
い場合に、父親がいはいとき……。

○一九番(鴻貫壮作君)印鑑証明をドラ息子に使った場合
にそれは当然父親に手落ちがあるか何かを一向

館山市議会

差しつかえないうじやないか。印鑑証明というものは、きり区別がさればさう
と印鑑届というものは、きり区別がさればさう
いうふうな何はよいと思ひます。借用されるは
か盗用されるというふうなことは届けてある印
鑑のまま、証明され、ばち、とも差しつかえないう
けでその間に改印届をしり何かするからいけ
ないのであつて改印届をするときは嚴重な何
も必要とするけれど印鑑証明をするにはそ
んな嚴重なものはいらなうと思ふ。
印鑑証明というものと印鑑届というものを区別
すれば差しつかえなうと思ふ。といふところは君
は何か工合が悪いとがあるからといふ。その
工合の悪い理由を説明してみよ。

。市民課長(高木哲三君)まじめな人にはお気のまじな話

です。印鑑証明をとる時に委任状などで悪用する人がありますので……。

○一九番(嶋貫壮作君)悪用するにもどういうふうか悪用するのですか。印鑑届がしりしていかば悪用するにも悪用できないじゃないですか。

印鑑届の問題を混同しているからそういうふうになるでしょう。

○市民課長(高木哲三君)本人の財産を知らない間に売られてしまつたという……。

○一九番(嶋貫壮作君)知らないうちにやられるのは市役所がぼやとしていているからだ。例えはこういう

場合にこうだとか……。

○市長(田村利田君)さうさドラ息子^{ちやんと}の例で言葉が変でしだが例えは息子の親の山を自分の名義に書

館山市議会

ま変えたいというふうな場合に親は息子に書きた
変えたくなくて女房に書きた変えたいという場合、
そういう場合に息子が親の実印を親の居ない
間に借りてきてやるというふうな場合ですわ。
そういうことができてしまうと本人の意思に反
する結果になる。それをまあ保護したいという
のがこの趣旨でございます。

○九番 鳩貫 壮作君 それを保護するということは別に
お考えになればいい。借りにですよ、親の印鎖
を持ち出し証明をとってそのまゝ、使って何した
という時にはこれは仕方ないじゃないですか。
これを防止する親にも相当の手落ちがある。
盗んぞというところが悪いのにそれを市役所が防止
するおためになれないでもおしめて差しつかえない。

印鑑証明を保証人がなければだまないと何か
ないとはだまないと、印鑑証明が必要なのはそう
いう場合のみ必要じゃないですか。大変不便な
ものを作り上げてしまおうと思います。実行がで
きない。印鑑証明をもううしろ印鑑証明をもら
うでい、じゃないですか。印鑑証明はその判が
確かに本人のものであるという証明をだしてえ
すればい、のだから、その間に市役所の吏員が
何か情臭でもってあるとか何とかいってある場
合にはこれは困りますけれどもさもない場合に
はある印鑑とある印鑑で証明をだすのですから
さしつかえはない。例えば他人がもらいたい、た
てだすべしはずのものだ。

〇二番(飯田義男君)今の一九番議員の意見これ

館山市議会

は印鑑証明をもし悪意をもつてその印鑑証明
をやろうとすればいいのにこの条文を作つてもこ
れはどうかでもなると思うのです。 結論は悪

い所持で印鑑証明をもらう人はどんな事でも
やりのねない、この条文がせつなくこれまで作
つても無駄になりはしないかと思つております。

かえつて良心的な人なら及ぼす迷惑のチが
多いような気がするのです。例えばこゝでドラ
息子や親の遺産をとろうとして印鑑証明を

もらうにきつて、保証人をして、もらえばこれは
やっぱり結論は同じことじゃないかと思つて
すがね。 館山で今までそういう被害をこう
つたことがありませんか。 どうでしょうか。 そ

の莫さむとつ。

。市民課長（高木哲三君）その被害でございませうが昨年
裁判がなにな、そのが一件ございませう。それ
から親がきて子供が知らない間に改印してあ、
たとかという話でこれは本當の印鑑をもつてま
たからこれにしてくれというのが時々ございま
す。それはやはり相違悪用した結果 そういう
ことがわか、たじゃないかと思ひます。 そうい
う例はよくございませう。 大山市の場合もやは
り委任状でしてその損害を市で三十何万か
もたせられた前例がございませうので館山市で
もさういうことを防ぐために保証人をつけてや
。たらい、じゃないかと思ひますして条例の改
正をお願いしたいと思ひます。

。一九番（嶋貫壯作君）今君がエゲな例の旨矣というか

館山市議会

何というか、そういうことを起した原因はどこにあるか、そういう迷惑を及ぼすようになつた原因を作つたのはだれでしたのか。

○市医課長(高木哲三君)それは本人の意思ではない委任状によつてやつた場合です。

○一九番(鴻貫壮作君)本人の意思ではない委任状によつてやつた場合、今まで委任状をだせば下げると

いうことになつていて、そうしたら本人の意思で、あつたとばかりと委任状をもらつてくれば下

げなければならぬ。その間に市役所の更員と

なれ合ひでやつたというならそれは工合が悪いかも知れぬが、市役所の更員が正當な実印である

と認め、証明をだした場合には一向差しつかえない。

。市民課長（高木哲三君）大山市の例でございませうが……。
。一九番（鴻貫壮作君）大山市の例を君がもうらうも
知つておいでになるかも知れないが僕にいわせれ
ばしらないと思ふ。どこに原因があつて大山市
に起るような問題があつたか知りもしない例を
こゝにも、こゝで説明になつてもよいです直に
しこう。しかりとするわけにはいかぬ。結局市役所
の職員が厳正な立場で厳正にやつておいて被害が
起つたという例は私はほとんど聞かない。市
役所の職員がなまぬりになつて、めり起つた例
はあるけれども厳正にやつた場合に起つた被
害というものを僕はきいたことがない。

。議長（萩生田七郎君）しばらく休憩いたします。

館山市議会

二時四十五分休憩

三時三十分再会

○議長(萩生田七郎君)休憩^亦に引続いて今議を開きます。

○三三番(山口幸三君)途中からましまして要領を得ませ

んが私の感ずるところによりますと委任状の向
題でどうも議事が進まないようであります。が

ちよつと検討してみると本人がこの人ならばと
いえばそれで通してもいい、と私は思います。

ところが事務当局からまいてみるとそこに大ま
な事故があつたようであります。それで事務的

から考えれば委任状の上で更に誓約書という
ものを入れれば事務的処理はできるさうであり

ます。けれどもこれはお互いに慎重に考える必要があると思ひましていろいろその筋によつて再検討してしかるのちに決定しても遅くないと私は考えます。

以上をもちまして私の所感を終ります。

。九番(志村信作君)先ほどからお役所の方では安全に安全をといふようなお考えでそうして細かくお直しになつたと思ひますがこの際撤回されてなつた再検討をして提せられたら。国法は人の思想まで罰することはできません。人の行為で始めて罰することができます。常識をもって係員が取り扱つたことに対しては罪がないと思ひます。大い犯罪を防止するといふ条

行なうてくると、これはむしろ裁判所の向題に
属する。送って一ぺん撤回なす、てさうに検討
なさってだしていきなす、さう思う。今い
ろくご修正のことごお話があつたように思いま
す。その修正ではさうな、さう以上は満足でき
ません。再検討をお願ひいたします。

議長(萩生田七郎君)今から質疑を終えたいと思
いますので討論に入りまして十分ご検討をお願
ひしたいと思ひます。討論に入ります。

○一八番(安西政治君)いろいろ先ほどからそれの考
え方を皆様お申し上げておられるようです
が私は本議題にありまして内容を検討して
また実際に促した面を考えますと原則的に
はこの条例でい、と思ひます。なぜならまず

最近西岬などにござりましては非常に土地ブローカーが横行しているようでありませう。これはいわゆる観光ブームとでも申しませうか。そういう、そのものにござりまして土地ブローカーが動いておりませうが答弁せしめたいも再び起るのではないかと考へられるのである程度嚴重にすべきであると思つてござります。

いま一つは「本市において印鑑登録をしてある場合にはこの限りでない」という一項がござりますので實質的には印鑑証明をするに印鑑の届出としてある場合にはこの人が委任状をもらひ同時に保証人になることが可能であるとするならば従来と手続は何ら変わりないかと思ふからでござります。さういふことから

館山市議会

考えますと外部から入ってきてる者。例えば土地
ブローカーのごとき者がせがれをだまかした
とか年暮りをだまかして何か事をたくらむと
いうことが起った場合には非常に本人として
確認しがいまいというふうな場合であると思っ
ますのでこういって時に初めてこの条文が適
用されてなるべく事故を未然に防ぐという
意図のあり方をしているわければあとは意図の
運用の妙によつて従来と何ら変わることもなく
実質的にはできるのではないかと思ひますので
原案に賛成するものであります。

○六番(松本藤太郎君)今一八番議員からブローカーの例を
取られますしてこれではよろしいんぞと、原案に賛
成だという意見でございますが私は反対の立

場で意見を述べてみたいと思います。

この場合ブローカーが必要するに悪いたも、てやる場合何とい、ても防ぎようがない。この条文でいいますと本人であるということとを窓口で確認しなければ、た場合それを確認してもらおう場合、それを指定して確認するの。そういうことまでやるの。かどうか。それのうあなたが確かに本人だとい、証明を、てきなさいとい、た場合に同じつまくら要するに仲向のものがこれを保証した場合はどうするの、同じ結果をでてると思う。悪意を、て出発してあるの、であります。その過程に、おいてい、たこのようなくとを、て、ても本人がで、てこない以上何にもなら、ない、同じような結果を、てしま、う。

らう。實際に悪意があつてやるという人は千人に一人、万人に一人、そのために大勢の善良な市民が毎日、このために迷惑をこう受ける。市の窓口というものはやはり市民の利益を願つてやつていくことが大事だと私は思う。ご委任状という制度は、まじりとされている以上委任状によつて一向差しつかえない。それによつてできた場合明らかでこれは犯罪である。防ぎよりのないものである。このように考へる。この条文でいいますと非常に嚴重のようでありますがこれによりはなして防げるか。出発の悪意によつてやつてあるかう防げない。かういう結果おひてくる。これによつてこうある市民の迷惑というものが非常に大きい。送つてこ

の問題については本人であるか否かは確認で
 きなから、その場合にどうするかという問題ですね。
 委任状それから委任状をもち、てきな場合にこれ
 はなしで完全な委任状であるか否かという
 判断を下すにどうしたらいいかという問題に
 なってくるわけです。で窓口で危ないと知って
 る人以外はそういう感じがでるんじゃないか。
 あるいは服装によつてそれを判断するかどう
 いうふうにするか、一休担当の課長さんは窓口の
 係員にこれを指示するか。こういう条文が
 ある以上は一層責任がある。私はこう思う。
 のでもう一ぺんこれは検討してさうして
 だしていったらいい。こういうふうな考
 えです。

。九番(志村信作君)重ねて申しエゲます。

今松本議員のご説は私とほゞ大く合致して
あります。まゝてナポレオンが政州を征服
しました時にナポレオン法典を作った。その
時の各国民がこれだけのナポレオン法典を
作ったのだからもう犯罪がでないと信じて
おっただけかも知れぬが、わらざる相変らず犯罪ができた。
ナポレオンいわくこれまでにしてもし犯罪がで
るといふ大といふ話です。今このうした向題
をだまれますと一般の市民は本當に困る。
今までは一日で用が足りた印鑑証明を二日
三日かかる。そういうふうなことはなる
まい印鑑証明をもらうために向に合わ
ないといふことになりすすしまだ一方い

ずらに取扱ひ保員の業務の煩雜をさします。自分の
 足の裏も非常に不便であります。自分で
 自分の首を縄でしめて仕事がいそいそと
 いうような結果になります。常識を以て
 保員は頭を叩いてこの人は怪しい人がと
 いうようなこととをさめてそれに対して善処
 していただくこととお願いしたいと思います
 す。この原案は一応撤回を願いたいと思いま
 す。

○七番(山本 昇 君)本件に対し可るまいろくご意見
 見かましましてそれらの立場においてご意見
 ども、ともでござります。本来でありますら
 ば委任状による保証人をつけることとは
 甚だどうかと思うこともあります。

ごめらこうりて議案を提出し制定しなければならぬという一つの理由もあるかと思ひます。これは大山事件に関しましては市が委任状によつて発行したと云つて犯罪の結果、市が調査不十分という責において市が補償を払わなければならぬといふことを願はされましてこれは裁判の結果でありますがいずれにしてももう一つのことが大まか市民にも影響することでありましていさ少し慎重に検討したいと思ひますので私はここで勸議を述べたいと思ひます。本案も今少し検討するにやうに総務委員今に付託してまいりましたやうなものであります。さう申し上げる次第です。

議長(大石田七郎君)休憩いたします。

三時三十分休憩

四時十五分再会

藏友(森生田七郎君)休憩から引続き今議を開きます。

私討論の宣告をいたしましたので十分賛
否の意見の発表を願います。

ご承知でございまして、うが討論はアリま
すと榮急の議事進行の勸議はなせませんに
また賛否の意見は一人一周ということと相
なるわけで賛否の討論を得る上で可否を決
定したいと思っております。

○二番(黒川佐太郎君)本案はつらましてくるもの説
明はあつと私不十分だと思つてあり
ます。私思うに悪意の利用するは利用し

なにとはいう問題もより力大切なことはその責任
の去就は市役所にくるかこなないかということ
私は大きな問題があるのじやないかと思ひます。
その意味はおさまするとおりの保証人をつけ
大場合にはその責任が保証人にくくということ
が考えられるのであります。およそ法律によ
ての条例にしておき得るあらゆる面を勘案し
て作らざるものだと私は思ふのであります。
そうしての意味で市役所がかりに責任を負う
ということになりますと結局その損失は市或
のわれ／＼が負うといふことになりますので
市として非常にまずいじやないか。ち
ろん私は手続の上の問題におさましては反
対される方々も全く同感でありなるべく事

館山市議会

菊は簡略にしたいといふことはいつも考えて
あるところであります。この莫へ限りま
しては私はこの通りでおくことが妥当であら
うと思ふのであります。従つて賛成であり
ます。

議長(萩生田七郎君)ご発言でございますか。

討論終結と認めようといふのでございすか。

(「黒澤さんと呼ぶ者あり」)

議長(萩生田七郎君)それでは討論は終結したものと

認めます。

続いて表決を行います。

議案の賛成の方の起立を求めます。(起立多数)

三十三名中十八名起立多数、よつて原案は可

決確定されしむ。

議長(萩生田七郎君)読みて日程第八議案才七号に移
ります。

(書目記 詔 読)

議案第七号 昭和三十四年度館山市歳入歳出追加更正予算。
。総務課長(山口 貞君)例へよりまして歳出より説明申し
上げます。

二款市役所費の需用費、食糧費と光熱費が
不足したので負担金補助金を更正しまして食
糧費に二万月、光熱費に三万六千月追加更正
しようとするものであります。

三款消防費のうち消耗品費、光熱費に不足を
きたしたので燃料費より消耗品費へ二万月、
光熱費へ三万月追加更正しようとするもので
あります。

館山市議会

。建設課長(新井重助君)が三款土木費についてご説明申
しと致します。

五項水道費のうち更員給二十万三千五百十
円は技師二人と主事一人の三ヶ月分の給料で
ございまして、それに伴います五節の職員
手当五千円でございまして、この賦源は昨年
度に沈澱池、濾過池の砂を交換しましてその
濾過場の砂が新しいのでそれを洗浄する
人夫賃金が今年には非常に少ないので五
万円の流用をいたしと考えております。消耗品
の中から十万円そろえられていくのであ
ります。が本年は水が非常に多くございま
して沈澱用の薬品が非常に少ないので
この費用が浮きましたので、えもっていま

大いと考えております。

工事請負費五万八千五百^十円は今年比昨年以
上になりましてこれ位減らしても差しつかえ
ないと考えた次第でございます。以上でござ
います。

○厚生課長(渡辺 茂君)八款社会及び労働施設費につ
いてご説明申し上げります。

西岬見物の鳩山さんの別荘跡へ建てたる林養
施設の建設につきましてはかねてからご審議
わがざらわしてある中でございす。財源の
みとあしむつましてはとりあえず当面
の建設費を計上いたし工事に着工しないと存
じまして提案した次第でございます。追加
額は千六百円月でそのうち賃金の一万五千

月は整地に必要な人夫賃でございす。消耗品はわら縄、釘、抗木、そうい、たもので、委託料の五十万円は概設計監理委託料で、

二四節工事請負費千五百四十二万円は本館並に、附帯建物の工事請負費でございす。原材料は付記に書いてある通りでございす。

需要費の二十五万円は文具費、打合せ金、等諸料、印刷費、通信運搬費、工事器具の借上等でございす。

第九款保健衛生費の追加更正でございす。隔離病舎費のうち手数料で四千五百円は、隔離病舎に今年入りまして者が十五人ございまして、その家族がおりすので、家族の細菌検査を委託して手数料で一人百円でございす。

めぐりましてと場費で差、向と場、電話が
ありませんで、今、電話を敷くことに
な、大、わけ、で、新、年、度、の、予、算、で、敷、こ、う、と、思、い、ま
し、た、の、で、す、が、電、報、電、信、局、か、ら、共、同、で、電、話、を
敷、い、た、う、ば、安、く、あ、ら、わ、い、ま、す、と、い、う、お、話
し、が、い、ま、し、た、の、で、共、同、で、敷、こ、う、と、思、っ、て
お、り、ま、し、た、と、こ、ろ、一、高、の、事、務、長、渡、辺、佐、一、さ
ん、が、こ、の、近、く、に、お、り、ま、し、て、こ、れ、で、も、電、話、を
敷、こ、う、と、申、し、て、お、り、ま、し、た、の、で、共、同、で、申
し、お、き、ま、し、て、普、通、で、敷、く、よ、り、七、万、円、ほ、ど
安、く、お、り、ま、す、の、で、地、元、住、民、へ、便、宜、と、保、健、所
市、役、所、と、場、向、の、事、務、連、絡、の、能、率、十、化、業、者
へ、便、利、等、を、考、え、ま、し、て、設、置、し、よ、う、と、す、る
者、で、電、話、は、架、設、費、が、十、一、万、四、千、四、百、円、で

館山市議会

通話料としてあるのは二月い、ばいに敷くそ
うでございませぬので三月の維持費千四百円。
切換え料が二百円でこれらの賅添は欠葦市場
以下の各項で更正充當してございませぬので
よろしくお願ひいたします。

。商工水産課長(羽山房雄君)一〇款の産業経済費の説明
をいたします。

水産費におきまして今回六十五万の追加を
願ひいたしました。これは浅海増殖事業
補助金で昭和三十四年度におきまして湊港
の設置事業に対する補助金です。この

東施組合は船形相浜伊戸の三組合で総額
百一万六千九十五円の工事になり県の補
助金約六割四分の割合で交付されるもの

です。なお同額の県費補助金を歳入に見込んでございます。よろしくお願いいたします。

。税務第一課長(伊藤幸太郎君)続きました。一五款諸支出金については、五事項の過年度支出金は税金の過誤納の還付金で不足いたしましたので、五万円計という。その減額は、増税費の職員手当の五万円更正減しました。この五万円は差押えの件数が非常に減りましたので、その分を更正したいと、かように考へてわけでございます。

。総務課長(山口実君)歳出合計三億八千五百三十三万五千八百十九円。今圓の追加額千六百六十五万。合計三億九千九十八万五千八百十九円。

次に歳入について説明申し上げます。

たゞ今までの歳出を支払うため第一款市
税で電気がス税の値上りを更正しまして
百円、

八款果支金においてたゞ今説明に
なつた六十五
万円、

十三款市債において千五百万円
合計千六百
六十五万計をいたしました歳出
しようとする
ものでございす。合計額三億九千
九百九十
八万五千八百十九円歳入歳出
零でありま
す。

歳入(菟生田七郎君)以上で説明は
終りましたが御質疑
ございせんか。

一三番(田村喜兵衛君)収入の
産業を済の浅海増

殖の問題について国庫六割五分というんで
す。おちよと市と受益者とはどんなあれな
んですか。説明願いたい。

商工水産課長(羽山房雄君) 今回の追加予算は具
費の補助指令とその子、受け入れまして歳
出入細み入れたものでございまして市費の
持出しはございせん。以上。

○議長(萩生田七郎君) お諮りいたします。
議案オ七号 東京通商可決すること、以て御異
議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君) 御異議なしと認めます。
よって議案オ七号 東京通商可決されました。
以上とも、て本臨時会を閉会いたします。

長い間ごくろう様でございます。

午後四時三十分閉会

右会議の次第を録し、以て署名す。

昭和三十五年一月二十三日

館山市議会議長 荻生田七郎

同 署名議員 志村信作

同 鈴木彦太郎

